

4月から介護保険が変わります

介護保険は、40歳以上のみなさんが加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、介護サービスを利用できる制度です。
住み慣れた町で、いつまでも安心して暮らせるように、わたし達が住む南越前町が運営しています。

この介護保険制度もスタートして6年が経過しました。今後も高齢化が進み、介護を必要とする人が増加すると予測されます。

このことから、国は、介護保険を将来にわたり、持続可能な制度として維持できるように見直しを行いました。今回の改正は予防重視への転換など大がかりなものです。

介護予防サービスの新設

介護が必要になりそうな方は「地域支援事業」、要支援者の方は「新予防給付」のサービスを利用することになります。

地域包括支援センターの創設

地域における高齢者の生活を総合的に支えていく拠点として「地域包括支援センター」を、役場本庁の高齢者対策室に設置します。

高齢者の状態把握、総合相談、虐待の防止、権利擁護、介護予防ケアマネジメントなどを支援する窓口になります。



保険料の改定

保険給付（サービス利用）の増加、新たなサービスの導入等により保険料が変更となります。

ただし、昨年度より引き続き特別徴収（年金からの天引き）される方については、4月の介護保険料額は、平成18年2月（H17年度6期分）に徴収した金額と同額です。

保険料の詳細は、次号でお知らせします。

要介護状態区分の変更

現在の6段階区分（要支援・要介護1～5）から7段階区分（要支援1・2・要介護1～5）となります。
区分により、利用できるサービスの内容が異なり、これまで、要支援・要介護1と認定されていた人で、状態の改善の可能性が高い人は、要支援1・要支援2と認定され、予防給付が受けられます。



お問い合わせ

保健福祉課高齢者対策室 ☎47-8009
 今庄総合事務所福祉推進室 ☎45-8001
 河野総合事務所福祉推進室 ☎48-7704